

資格取得報奨金制度について

1.支給要件

- ・受検（験）及び受講時、支給時に組合員の資格を有している方で、組合費等の滞納がないこと。
- ・学科・実技の両方を合格して取得できる資格の場合、資格取得に至った受検（験）時に組合員資格を有していれば支給対象となります。

※2018年4月以前に取得した資格は支給対象外です。

2.対象資格と支給金額

- ・対象資格…裏面【別表1】参照
- ・支給金額…取得した資格に応じて支給します。

区分1（10,000円）

区分2（6,000円）

区分3（3,000円）

3.申請に必要なもの

- ・資格取得報奨金制度申請書…組合に用紙があります。
- ・資格取得を証明する書類…合格証書、合格通知書、資格証明書、修了書の写し



【別表1】対象資格

区分1：10,000 円

一級建築士、設備設計一級建築士、構造設計一級建築士、単一等級技能士（※1）、一級技能士、一級施工管理技士、第一種電気工事士、電気主任技術者（第一種、第二種）、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、登録基幹技能者（※2）

区分2：6,000 円

二級建築士、木造建築士、二級技能士、二級施工管理技士、第二種電気工事士、電気主任技術者（第三種）、電気通信工事担任者、職業訓練指導員免許（※3）

区分3：3,000 円／作業主任者

ガス溶接、コンクリート破砕器、ずい道等の覆工、ずい道等の掘削等、採石のための掘削、鋼橋架設等、コンクリート橋架設等、特定化学物質及び四アルキル鉛等、鉛、木材加工用機械、地山の掘削及び土止め支保工、型枠支保工の組立て等、足場の組立て等、建築物の鉄骨の組立て等、木造建築物の組立て等、コンクリート造の工作物の解体等、酸素欠乏・硫化水素危険、有機溶剤、石綿

※1.技能士（技能検定）

- ・建設関係 32 職種（造園、さく井、建築板金、冷凍空気調和機器施工、石材施工、建築大工、枠組壁建築、かわらぶき、とび、左官、築炉、ブロック建築、エーエルシーパネル施工、タイル張り、配管、厨房設備施工、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、樹脂接着剤注入施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、カーテンウォール施工、サッシ施工、自動ドア施工、バルコニー施工、ガラス施工、ウェルポイント施工、塗装、路面標示施工、広告美術仕上げ）
- ・金属加工関係で 1 職種（鉄工）
- ・電気・精密機械器具関係で 1 職種（電気製図）
- ・木材・木製品・紙加工品関係で 4 職種（家具製作、建具製作、畳製作、表装）
- ・その他で 5 職種（ビル設備管理、情報配線施工、ガラス用フィルム施工〔建築フィルム作業〕、ビルクリーニング、ハウスクリーニング）

※2.登録基幹技能者

33 職種（電気工事、橋梁、造園、コンクリート圧送、防水、トンネル、建設塗装、左官、機械土工、海上起重、プレストレスト・コンクリート工事、鉄筋、圧接、型枠、配管、鳶・土工、切断穿孔、内装仕上、サッシ・カーテンウォール、エクステリア、建築板金、外壁仕上、ダクト、保温保冷、グラウト、冷凍空調、運動施設、基礎工、タイル張り、標識・路面標示、消火設備、建築大工、硝子工事）

※3.職業訓練指導員免許 11 科

建築科、とび科、建設科、建築板金科、畳科、表具科、左官・タイル科、配管科、木工科、塗装科、塑性加工科